

4月から東三河の

介護保険者が一つになります

介護サービスの
選択肢が拡大します

これまで、小規模特別養護老人ホームやグループホームなどの地域密着型サービスは、市内で提供しているものしか利用できませんでしたが、4月からは東三河8市町村内で提供しているものも利用できるようになります。

また、介護予防の取り組みや配食サービスなどの各種事業が充実します。

さらに、要介護認定の申請や各種証書の再発行などの手続きは、東三河8市町村のすべての介護保険窓口で行うことができます。



介護保険被保険者証
が変更になります

4月から被保険者番号や保険者名が変更となり、65歳以上の方の「介護保険被保険者証」が新しくなります。新しい介護保険被保険者証などは、3月中に郵送しています。まだ届いていない方は、お問い合わせください。

なお、古い介護保険被保険者証などを返却する必要はありません。

みなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいことができるよう、東三河8市町村の介護保険者を統合します。介護保険者を統合することによる変更点などをお知らせします。

問合せ

東三河広域連合介護保険課 (☎26・8460)
長寿介護課 (☎51・3131)

保険者名が
「東三河広域連合」に
変わります。



東三河広域連合
介護保険課
新野 翔太

所得段階が
12段階に
変わります。



長寿介護課
豊田 結菜

65歳以上の方の介護保険料は、今後3年間で介護サービス費用がどのくらい必要となるかを算出して、3年ごとに見直しをしています。
今回の見直しでは、低所得者層の負担軽減に配慮するとともに、保険料の上昇を抑制するため、所得段階の細分化(12段階)を行うなど、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定しました。

65歳以上の方の 介護保険料を見直します

65歳以上の方の年間介護保険料(平成30~32年度)

